

取 扱 基 準

名 称	リユース食器普及事業補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	新潟市内で開催するイベントにおいて、繰り返し洗って使う飲食容器（以下、リユース食器）を利用する際に要する経費を補助するもの。なお、以下のいずれかに該当するものは補助の対象事業としない。 1 補助対象経費が、本市、他の公共団体又はこれらが出捐若しくは出資する団体が行う財政的支援を受けているもの又は申請しているもの 2 事業の主たる効果が市外で生じるもの 3 公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの 4 当該事業により生じた利益、残余財産等を構成員に分配するもの
目 標	数値化□ 非数値化■ 2R（リデュース・リユース）への意識が向上すること。 <目標が数値でない場合の評価方法>使い捨て容器の減量及びリユース食器の活用について、アンケートで成果等々を評価
補助事業者	補助金を受けることのできる者は、次のいずれにも該当するものとする。 1 次の各号のいずれかに該当すること。 （１）市内の自治会・町内会、コミュニティ協議会、NPO、その他営利を目的としない団体 （２）市内に住所を有する者、又は居住している者 2 様式第 1 号の 3 申請条件をすべて満たすこと。
補助対象経費の内容	1 リユース食器のレンタルに係るレンタル料及び配送料（以下、リユース食器利用料）とする。ただし、リユース食器の紛失及び破損等による弁償額は対象外とする。 2 リユース食器利用料は、値引きや保有ポイント使用分等を差し引いた実費支払額とする。
補助額及びその算定方法又は補助率	補助対象経費の総額の 2 分の 1 以下の額とし、2 万円を限度とする。ただし、会場内で参加者にリユース食器を用いて 1,500 食以上の食品又は飲料を提供するイベントについては 5 万円を限度とする。補助金の額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 <補助額が 5 万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由> 有料指定袋制度に伴う、ごみ処理手数料収入額相当分を活用する市民還元事業であるため。また、補助率・上限額とも本市の利用実績及び他市の状況を勘案し、普及啓発に適した額を決定。
開始時期	令和 5 年 4 月 1 日
評価の時期	令和 7 年 9 月 3 0 日
終 期	令和 8 年 3 月 3 1 日 （終期が 3 年を超える場合の理由）
補助事業者による情報の公表	〔内容〕 当該事業が新潟市からの補助金に基づくものである旨を表示 〔媒体〕 イベントのチラシ、ホームページ、看板等
担当部署	環境部 循環社会推進課 電 話 025-226-1391（直通） e-mail junsui@city.niigata.lg.jp